

第5章 施策の展開に当たって

1 内水面漁場管理委員会による適正な漁業調整

- ◇ 漁業調整の実施に当たっては、漁業法に基づき、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聞き、公平・公正な調整を図ります。

2 試験研究の推進と技術の普及

- ◇ 水産試験場は、栃木県農業試験研究推進計画に基づき、本県水産業の活性化に向けた試験研究を積極的に推進します。
- ◇ また、漁業団体や養殖生産者、地域住民等に対し、速やかに知識や技術を普及します。
- ◇ 広範な情報収集や技術水準の向上に努め、関係機関・団体からの指導・協力要請に的確に対応します。

3 市町や関係機関との連携

- ◇ 漁協等関係団体との連携に加え、市町、関係機関等との連携をこれまで以上に強化し、地域の特徴に応じた「栃木の水産振興」を推進します。

4 情報の発信

- ◇ 県ホームページやなかがわ水遊園の情報発信機能などを活用し、積極的かつタイムリーに情報を発信します。